

（午前10時46分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、15番 石橋君。

〔15番（石橋英和君）登壇〕

○15番（石橋英和君）15番、石橋でございます。本議会におきましては、有害鳥獣被害の問題、それと橋本市クリーンセンター中島ごみ焼却場が、その操業を終了する期限が迫ってまいっておりますので、その施設の後処理の問題、この2点につきまして要望、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

一番目といたしまして、有害鳥獣被害について。イノシシ、アライグマ、シカ、猿、カラスなどが最近その数を増やし、市内の広い範囲で農作物や農地に重大な被害を与えています。また、イノシシやシカのような比較的大きな動物が人の目につくところに現れ、それらが車とぶつかり、人身事故になりかけた事例がいくつか報告されています。アライグマは野菜、果樹を食い荒らし、小型の動物であります。気が荒く、捕獲しても人に危害を加え、消化管内には人にも有害とされる寄生虫を宿す、北米及びカナダから渡ってきた外来獣であります。シカは植木の皮をはぎ取り、杉やヒノキの植林したばかりの苗木を食い荒らし、山間地域に大きな被害を与えています。カラスは住宅地のごみ袋を破って生ごみをまき散らし、住民を困らせています。

本市の農家にとっては、高齢化や後継者不足といった深刻な問題を抱えている中、さらに、この有害鳥獣被害の激増に対しては、強い怒りと、行政に対し早急なる救済措置を求

める声が高まっています。せっかく丹精込めて栽培した作物を、収穫直前をねらって食い荒らしに来るこれらの動物が、近年のような勢いで増え続ければ、農業を継承していく気力すら奪いかねないものであり、増えるに任せてそのまま放置しておけば、数年後には手の施しようのない状態に陥るのではないかと危惧するものであります。

動物愛護の観点からも考えなければなりません。多過ぎる数のこれらの動物たちとは共存していけないから有害獣に指定しているわけであり、野放しにしてしまうと、将来もっと多くの動物たちの命を奪わなければならなくなりますし、当然、それに要する費用も莫大なものになってしまいます。動物たちを殺すのが目的ではなく、将来に向けて少しでも多くの動物たちを殺さなくて済むように、今、手を打っておくことの必要性を申し上げているわけでございます。

現行の法律では、先ほどから問題にしている動物たちを捕獲できるのは、狩猟免許を持った狩猟家の人たちに限られております。農家の人たちがいくら作物を食い荒らされても、それらの動物たちをつかまえたり、殺したりすると処罰の対象となります。農家の人たちが困っているのを見かねて、市の職員の皆さんがそれをやっても同じことであります。狩猟家の人たちだけにその行為が許されているわけであり、その人たちは猟銃を所持すること、撃つことの資格を取り、わなを仕掛けることの資格を取り、銃刀法、狩猟法を遵守することでその資格を維持し、認められた猟期の間、趣味、スポーツとして狩猟を行っております。

そしてまた、彼らには狩猟税の納付が義務

付けられており、この税金を納めなければ狩猟はできません。そこまでして狩猟家の人たちは狩猟をする権利を保持しているわけですが、地元猟友会に話を聞きますと、もちろん、このところの有害獣問題に関しては心を痛めているということでありました。しかし、私から言いますと、猟友会の人たちは狩猟を行う権利は持っておりますが、農作物被害により狩猟を行わなければならない義務はないと判断いたします。狩猟をする人の数が減ってきていること、日常の仕事に追われ、猟期中そんなに多くの日々を費やせないこと、猟犬の飼育に多額な費用を要すること、銃弾や捕獲わなに多くの費用がかかることなどの事情があるということでありまして、いくら狩猟家にしかできないことだと言っても、彼らに有害獣の捕獲を強制することは筋違いであると判断いたします。

むしろ責任があるとしたら、狩猟税を徴収している行政の側にその義務があると判断いたします。被害を受けている農家の人であっても、有害獣の捕獲を法律で禁じ、それでいて農地には税金をかけ、捕獲が唯一できる狩猟家からも狩猟税を取り、そんな中、農業被害が年々拡大し、狩猟家の手に負えなくなりつつある現状において、現行の行政の有害鳥獣対策は、その責任を果たせていないと言わざるを得ません。農家の悲痛な叫びに耳を傾け、また、農家に限らず人的被害の出ないうちに、確実に効果のある対策に着手することを強く要望いたします。

質問1、行政当局は近年の有害鳥獣被害の実態をどのように認識しているか。2、過去または現在において、どのような対策を実施しているか。3、新しく計画している対策はあるか。4、個人で対応するには既に限界を超えていると考えるし、今後、有害鳥獣の個体数が爆発的に増加するおそれがある現状を

踏まえ、確実に成果の得られる対策に必要な予算措置を講ずる考えはあるか。

以上、一番目の質問内容であります。

二番に移ります。中島ごみ焼却場が操業を停止した以降の同施設の後処理について。現在、高野口町大野にて、最新鋭の能力を備えたごみ焼却施設が新設工事中であり、地元皆さま方の深いご理解とご協力に、心から感謝申し上げます。快適な市民生活を確保していく上で、ごみ焼却場のような周辺住民からは歓迎されない公共施設も、どこかに設置しなければならない施設であります。一般的には期限を決めて各所を移転していくものであり、いずれは大野の次の建設予定地の人たちに、この施設を受け入れてもらわなければならない時期がやってまいります。その段階で、期限終了後の後始末が手抜きなく実施されているかについては、関係者の重大な関心事であり、将来のごみ焼却事業が円滑に進められていくためにも、旧施設の後処理は絶対に手を抜いてはならない課題であり、終わりよければすべてよしのたとえのごとしであろうかと考えます。

平成21年3月31日に、22年間の永きにわたり、橋本市民のごみを燃やし続けてきた中島ごみ焼却場がその役目を終え、操業を停止する流れであります。橋本市は地元中島区との約束事項を誠実に履行し、将来のごみ焼却事業の模範となるべき後始末を実施されますよう、強く要望いたします。

質問1、操業停止後、不要となるこの巨大な施設をどの時期にどのように撤収するのか。2、撤収後の跡地利用計画について。3、解体に伴うダイオキシンの調査をどのように実施するのか。また、解体後の施設内の土壌調査も実施するのか。4、調査の結果、もし残留ダイオキシンの値が基準値を上回った場合、橋本市はどのように対処する考えでいるのか。

以上、お尋ねいたします。これで1回目の質問を終わらせていただきます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）石橋議員のご質問にお答えをいたします。

中島地区の橋本クリーンセンターが操業を停止した以降の同施設の処理についてのご質問でございます。

まず、永きにわたって本施設を活用させていただき、さらにまた7カ年の延長ということでございます。このことにつきまして、中島地区の皆さん、周辺関係皆さんに心から御礼を、まずもって申し上げたいと思います。

操業停止後の撤収と跡地利用につきましてでございますが、地元区との協定書では、操業期限終了後、速やかに施設を撤去し、跡地については双方協議することになっております。しかしながら、新広域ごみ処理場には各市町の収集車の駐車場や事務所等のステーション機能が計画されていないことから、施設の有効活用、また跡地利用の一環といたしまして、現管理棟等の一部施設をごみ収集ステーションとして利用することを了解いただくため、私も何度か出向きまして地元と協議をいたしておるところでございます。したがって、そうした施設と残る跡地等も含めて、地元と今後十分協議をしてまいりたいと思います。

その他の解体につきましては、平成20年度から、地元区との協議と並行して事務手続きを進め、平成21年3月末の操業停止後、解体等の設計、工事の実施により、平成22年度中には完了する予定であります。

次に、ダイオキシン調査についてござい

ますが、操業終了後、解体前に焼却炉内及び敷地内のダイオキシン調査を行いまして、解体後の土壌調査については、地元協議を行う中で検討してまいりたいと考えております。

残留ダイオキシンの数値につきましてでございますが、橋本クリーンセンターは、年1回、敷地内を4カ所調査しており、現在まで基準値をクリアしており、また平成12年度において、県が周辺地域10カ所を調査いたしました。これも基準値をクリアしております。このことから、定期点検等も含め、環境に配慮した操業に努めた結果によるものでございまして、現状では基準値を上回るとは考えておりませんが、万が一上回った場合は、環境省の基準に基づきまして、さらに適切な処理を速やかにいたしてまいりたいと考えております。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

○議長（中上良隆君）経済部長。

〔経済部長（仲 完治君）登壇〕

○経済部長（仲 完治君）議員おただしの有害鳥獣被害についてお答えいたします。

近年の有害鳥獣被害の実態についての認識ですが、イノシシ、アライグマなど繁殖率の高い動物による被害が多く、橋本市の主要農産物である柿等の果実について被害が甚大であり、憂慮すべき深刻な状態であると考えています。また、山林被害については、シカによる樹木の剥皮被害や、苗木の新芽や葉を食い荒らす採食害もあり、対策が必要と認識いたしております。

過去また現在において、どのような対策を実施しているかについてですが、農作物を守るという観点から有害鳥獣侵入防止対策として、毎年、農業者の設置する電気柵、防御柵に対しての補助金を交付し、また、アライグマの捕獲おりの貸し出し等に取り組んでまい

りました。さらに、有害鳥獣駆除の観点から、
猟期外におきましても猟友会に協力をいただき
まして駆除に努めています。

新しく計画している対策についてですが、
農作物の鳥獣による被害が深刻化する中で、
本市といたしましても近隣の町と連携をとり、
被害防止に取り組んできました。より広域的
に連携を図り、被害防止対策を推進するため、
本年10月に伊都振興局農業振興課が事務局と
なり、各市町の農業者の代表、各市町の猟友
会の代表、各市町行政、紀北川上農業協同組
合等で組織する、伊都地方鳥獣害防止対策連
絡協議会を設立いたしました。伊都地域全体
における有効かつ効果的な被害対策を協議し、
被害防止に努めたいと思います。

今後、有害鳥獣が増加するおそれがある現
状を踏まえ、農作物鳥獣防止対策事業を活用
しての電気柵、防御柵、防御ネットでの被害
防止、農山村パワーアップ事業を活用しての
アライグマの捕獲おりの貸し出し、猟友会
のご協力による有害駆除など、厳しい財政状
況にはありますが、有害鳥獣対策の充実に努
めてまいりたいと考えています。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君、再質問
ありますか。

15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうもありがとうござ
いました。質問の順番に従いまして、1番の
有害鳥獣問題から再質問をさせていただきます。

まず、せんだってより、私、橋本市内の各
区長をお願いいたしまして、有害鳥獣被害問
題に対するアンケートにお答えいただきました。
このアンケートにつきましては、市内全
域を網羅できておりませんということと、区
長にとりましても、区隅々まで調査ができて
いないかわからないという添え書きをいた
だいてのアンケートでございますということ

を前置きさせていただきまして、アンケート
にお答えいただきました区長、37名いただ
いております。その内容についてご紹介させて
いただきます。

37名ご回答いただきました中で、被害の有
無についての項目につきまして、「被害があ
る」とお答えになられたのが25名、「被害が甚
大である」とお答えになられたのが8名、「被
害がない」というお答えは4名でございま
した。

続きまして被害の増減の項目につきまして、
「増えている」というお答えが23名、「変わ
らない」というお答えが6名、「減っている」と
いうお答えがゼロでございました。

現況での被害の対象について、被害を受け
ている対象の項目につきまして、「農地が被害
を受けている」というのが13名、「稲作、米が
被害を受けている」というのが11名、「野菜」
25名、「果樹」31名でございました。農地とか、
当然、重複したお答えがございました。

続きまして、被害を与えている動物につ
きましての質問でございますが、「イノシシ」24
名、「アライグマ」27名、「シカ」10名、「猿」
9名、「カラス」9名でございました。

それらの有害獣に対する被害対策につ
いてであります、「区で対策している」5名、「各
個人で対策している」27名、「対策していない」
1名でございました。

対策の種類につきましては、「電流柵」14
名、「進入防止囲い」16名、「捕獲おり」17名、
「捕獲わな」4名、「ハンターによる対策」7
名でございました。

市や県の対策について各区のご意見でござ
いますが、「満足している」が3名、「満足し
ていない」が31名おられました。

現行での行政からの助成、補助につ
いての項目であります、それぞれの区で「受けた
人がある」というのが8名、「受けた人がいな

い」が9名、「受けたいと思っている」が15名おられました。それらの助成について、「十分であると考えている」というのが1名、「不十分である」というお答えが16名おられました。

以上、それとご意見を書きいただきます欄に、いろんな意見を寄せていただいております。とりあえず数のところだけご紹介させていただきます。37の区より回答をいただいております。

これを見る限り、非常に被害が多いんだなと。それと圧倒的に増えているという意見があるんだなと、そういうことが私なりに理解されたわけでありまして、確かに先ほどのお答えのように、対策はしていただいておりますし、せんだってからもアライグマの捕獲わなを、狩猟免許保持者でなくても、講習を受ければ設置できる講習を開催していただきました。私も参加させていただいたんですけども、しかし、この被害の拡大している実態を見るにつけても、従来の対策、今現行の対策では及ばないのではないかと考えております。今、増えるに任せてこれらの有害獣を増やしてしまえば、将来もっと大きな被害、大きな対策を余儀なくされる、そんな懸念をいたしております。

この実態につきまして、ご答弁をお願いしたいんですが、市当局が持っておられる認識と、このような数に対しまして、どのようなお考えをお持ちかお答え願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）まず、被害の実態から申し上げますと、平成17年度の被害につきましては、旧橋本市は毎年区長からご報告をいただいております。旧高野口町は、JAの担当者についてお伺いをいたして把握をいたしましたところ、合計被害面積は平成17

年度で44.39ha、被害額にして1,901万2,000円。平成18年度、面積は54.51ha、被害額にして1,984万5,000円となっています。徐々に増加をいたしております。

増加する一つの問題点といたしましては、中山間地域の高齢化等による耕作放棄地の増加により、実がなっても収穫しない木など、木があればえづけと同じになったり、鳥獣に食われた野菜などを畑に放置しておけば、後日現れてえさとなるなどとなります。

また、狩猟者の減少により、捕獲数より繁殖数が上回っているということも問題があり、その結果、えさ場を集落周辺に求めるなどの生息域が人間の生活圏と重なり合っているのではないかとこのように考えてございます。本年、約2カ月ほど猿の市内出没がございました。幸いに人的被害がございましたが、そういった状況で動物たちが里における実態もでございます。

そういったことで、鳥獣対策につきまして、先ほど申しました旧橋本市、旧高野口町でそれぞれ補助金の助成を続けてまいりました。昨年度は少し予算を増額させていただいて、有害鳥獣協力をお願いした実態でございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）先ほどから農業被害のことを主に質問させていただいておりますが、農業以外の問題といたしまして、三石台の、線名は市道三石台垂井線、それと平野の市道真土線でしたでしょうか、そこでイノシシが車とぶつかる事故を起こしております。幸い、両事故とも人身事故になっていなかったようではありますが、いきなり飛び出してくる動物に接触しますと、いつ人身事故につながっても不思議ではない状況だったと想像されます。そのような農業被害以外の問題、そのようなことにつきましてどのようにお考えかお尋ね

いたします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）イノシシの道路横断における車との衝突の件につきましては、私も友人を通じて話を聞いてございました。笑い話でございますが、イノシシの肉より車の修理代が高かったというような話も聞いてございます。そうした問題をできるだけ防いでいくためには、捕獲圧を高めていくという問題がございます。

昨年、大阪府環境農林水産総合研究所と協力いたしまして、野生イノシシの行動について、GPSによる行動圏調査に協力をいたしました。大阪府、かつらぎ町、橋本市の境の付近における調査でございますが、河内長野市滝畑で捕獲したイノシシは、夜、平均15km、昼は12km移動していることが判明をして、滝畑から県境を越えて、和歌山県に多くが移動していることも判明されております。この調査は18年3月から5月でございます。

そういった意味で、捕獲圧を高めるためには捕獲を増やしていくという必要がございますので、本年、県から、鳥獣被害の増加傾向にあることもあり、狩猟期間の増大について意見を具申してございます。ですから、和歌山県におきましては、本年度は狩猟期間の11月15日から翌年2月15日が、11月1日から3月15日に拡大されましたので、有害鳥獣の捕獲圧を高めることができるのではないかとこのように考えてございます。

そういったことで、少しでも捕獲圧を高めていきたいというのと、それから、先日のアライグマの捕獲の講習におきまして、猟友会の会長が話されていたように、今まで250名程度の狩猟免許者が、高齢化等によりまして50人ぐらいに減ってきているということもございますので、こうした伊都地方有害対策協議会を通じまして、講習会や狩猟免許の機会が

近くで行われれば、少しでも受講者の経費負担が、軽減が図られるのではないかとこのように考えられますので、そうした動きをしてまいりたいと考えています。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）被害が増えている、猟友会の方々の人数が減っている、その辺は私もそのように思っております。それと、猟期を延ばしていただくなり、有害扱いとして猟友会の方に捕獲に協力していただく、そのような対策をしていただいております。ということでございますが、実際のところその対策で、果たしてここまで拡大してしまった有害獣の数、農業被害を、本当に楽に農家の人たちがこれから農業をやっているのか、それと、ひょっとして人的被害まで、アライグマも、私にもわか勉強でございますが、これは決してペットになるような動物ではないと聞いております。本当に危険が伴います。ですから、この間、平野でも学校のほうで、イノシシが出回っているから気をつけるというようなことを先生が流しておられたようでございますが、ちょっと被害が深刻になり過ぎたなという気がする中で、確かに、るる対策の説明は聞かせていただけるんですけども、もっと大なたを振ると申しますか、しないと取り返しのつかないようなことにまで至ってしまうのではないかと、そのように考えるのでありますが、市長、一言お願いいたします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）石橋議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ここ数年、これはもう非常にそういう有害鳥獣が増えておるとこのことでございまして、私どもも、近畿市長会でも議論の的になっておるのは事実であります。このまままいりますと、これは全国的な被害であるということ

は私も認識しておるわけでございまして、この9月にも私、主なところをずっと見させていただきました。橋本市内でやはり谷奥深、それから中道、それから杉尾、田原、九重、これはもう非常にひどいわけでございまして、中道のあの上の、果樹団地があの上のほうに、てっぺんにずっと広く展開しておる柿なんか、もう行きますと下が真っ茶色ですね。枝が皆折れてしまってね。もう農家の人はここで柿づくりは撤退せざるを得ないという危機的な状況にあるということ。杉尾でも見させてもいただき、電気木柵なんかでも、ずっと徹底しておるところは割合と効果は、須河なんかとか杉尾でも効果は顕著にあるんですが、なかなかいわゆる中山間のそういう農業地帯についてはこれからどういうふうになるかということ、私も十分認識しておるわけでございます。

そうしてまたシカなんかも、これは手前みそではあります、私とこも山にヒノキを植えてもうとるんですが、4,000本ほど去年植えて、もう1,000本近くがシカで皆全滅ですね。これはもうボクッチョなとるんです。やわらかい新芽を皆食ってしまう。全部また今年植え替えてよと言って植え替えるんですが、まあシカにえさやっとなるようなものであります。

これをほな山へ電気木柵、全部広域にしたらいいかとかね。そういうことは大変なことでありますので、私も身をもって体験をしておるわけでございますので、部長からも申し上げたように、やはり強力な伊都地方での体制の強化、そして県へ一層強く働きかけてまいりたい。ここ数年もしますと、もうえらいことになるなということも承知いたしておりますので、そういうことで今後、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）市長も被害をご体験されているということでございまして、県と協議の上というお話でもございましたですけども、ここしばらくの間、これに関するいろいろな人たちを回りまして、ご意見を聞かせていただきました。その中に、農家で自分の畑をトタンで囲う、金属ネットで守る、そういうのがアンケート調査の中にも一番多く対策として成されておるんですけども、結局は、その方たちも言われておりますけども、自分の畑はそれで守れるんだけど、じゃあイノシシなりアライグマが自分のところへは来なくなるけどもどこか行くんだらうと。ですから、やむなく、その自分の畑を守る対策をしなければならぬからやっておるんだけど、やっぱり個体数を減らさないと、こんなもん、あっちの動物をこっちへ追いやっておるとい、これの繰り返しであっては根本的な解決にならないであろうと。そういうことをおっしゃる方が実際おられますし、私もやはり個体数を減らす検討というものがなされないと、電柵その他に助成金を出す、それも今の段階では必要なことだとは思いますが、個体数を減らしていくことの検討をメインに据えなければならない時期ではないかと、そのような気がいたしております。

せんだって、伊都の猟友会の会長宅へお邪魔いたしまして、ひざ詰めで長時間にわたりまして時間を取っていただきました。そして、いろんな現状を教えていただきました。私の考えもいろいろと聞いていただいたんですが、猟友会の人たち、先ほども申しましたように、それらの動物を捕獲できるのは、今の法律ではその人たちしかできません。それを当然認識されておるわけでありまして、ただ、人数が減ってきている、先ほど申しました諸問題について、実際私たちもそんなに

たくさん捕獲できていないとおっしゃっておるんですけども、一番やっぱり痛切におっしゃっていたのは、みんな仕事を抱えているし、犬を飼うのも金がかかるし、山へ入り弾を撃てば弾の値段もばかにならない。そんな中でみんなでやろうよということで、被害が出ているんだからとはいうものの、なかなか足並みがそろってこないということをおっしゃっております。

そして私、一つの提案といたしまして、じゃあその団体への助成金というのではなくて、実費活動費として、その人たちに協力願った分お支払いすると。もしそういうふうなことが可能になったら効果は出ますかね、というふうに質問させていただいたら、やっぱり趣味はしょせん趣味で、やっている範囲は知れているんだから、でも、ただ、行政から実費負担までいただいて、あんたたちしかできないんだから一肌脱いでくれないかと、そんな中で実費の負担もあるんだからということになれば、その会長は、みんな腕のいいハンターたちが、それだったらやろうと必ずそう言うてくれると思うと。だから、そこのところ、何とかなればこの今の問題、大きく前進できると考えている。そのようにおっしゃっていたわけでありませう。

結局は金のかかる問題に話が至ってしまうわけなんですけども、先ほども申しましたように、今手を打っておかなければ、このまま増やしてしまったら、将来もっとたくさん殺さなければならぬ、費用をかけなければならぬ。ですから、今何とか特別予算といいますか、そういうふうな予算組が何とかならないものかと。一番この問題に対して私、痛切に今感じていることは、猟友会の会長とお話した中で、この人たちしか撃てないんだったらこの人たちに頼むしかないなど。でも、この人たちが抱えている現状の中において、

やっぱり行政は予算を取らなければ前へ進まないんだなという、そういう実感でおりまして、この件につきましてご意見をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）ただ今お聞きしました予算、狩猟免許者の有害駆除協力の活動における補助金につきましては、補助金拡大についてご質問がございました。私どもだけでということにはまいりませんので、幸いに、伊都地方鳥獣害対策連絡協議会を設置してございますので、効果的な取り組みとしては、一斉に鳥獣駆除を伊都地方全体で始めるなどを含めまして、その会で一度ご意見をお聞きしたいというふうに思います。補助金の増額も含めて、伊都地方全体で地方全体の有害鳥獣防止策をご検討させていただけたらというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）伊都地方全体に被害が広がっていることも確認しておりますが、実際、橋本市民が大勢被害にあって苦しんでおります。それと、この問題に関しましては、中山間地域、山間地域にどうしても限定する色が強うございます。市街地その辺の区長は被害がないというご報告でございます。ですから、どうしても偏った対策となってしまうのがやむを得ないところがありますが、極端に被害がきつい地域に対して、何らか特別な助成を打てないものか、この辺のところも強く感じます。具体名は出しませんが、ご意見をいただく欄に「何もつくれない」とだけ書いてくれてた区長もおられました。野菜も米も木も何もつくれないという、これは本当に重大な問題かと受けとめております。

それと、先ほど来申してましたように、個体数を減らすことをもっと重点に置いてほしい、そのことなんでありますが、しかし、そ

れが減るまで、今現在は多くのそれらの動物によって農家が困っております。農家はやっぱり助成を求めています。行政からの補助について「受けたいと思っている」が15の区がありますし、それに対しても不十分であるという意見が出ております。しばらく、その個体数が減っていくまでの間、今直面している農家の人たちに、せめて自分の畑だけからも守りはじめなければしょうがないと、そういう状況の中で農家に向けての助成、そして、特別被害のきつい区に対する助成、その辺のところについて前向きに前進させられないかどうか、ご意見を願います。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）狩猟者の、先ほどご説明申し上げましたが、免許取得者が少なくなっている、それから高齢化が進んでおまして、有害鳥獣に対する捕獲圧が下がっている現況でございますので、一度、狩猟免許者の受講者や免許取得者、毎年行われてございますので、そうした資格の状況を把握しながら、狩猟圧を少しでも高めるために、講習会や免許取得試験の補助等を今後考えてまいりたいと考えてます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）時間もたってまいりますので、人間社会、少子化でございまして頭の痛い問題でございますが、増えてほしくない動物が増えておるといふ、全く橋本市にとりまして頭の痛い問題でございます。

次へ移りたいのでありますが、最後に、やっぱり今は個体数を減らすことに金をかけなければ無理じゃないかと、私、そのように思うんですが、市長、最後に願います。何とか金の工面でちょっとお願いできないでしょうか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）何とか総数で抑制していかないとだめだということ、これは非常によくわかるわけでありまして。一度、伊都のそういう対策協議会もございまして、そして国でも、やはりこういう有害鳥獣対策についての一つの方針が出されてございます。その辺も十分見きわめた上で、できるだけ伊都の広域のそういう協議会に向けて、ある程度そういう対策費というか、それぞれの市町がやはりいくばくかでも出させてほしいというような形、これは市内だけ守るといふやなしに、やっぱり広域的に守っていかないと、なかなかどうにも方法がないと思いますので、今後、今の御説につきまして十分内部で検討した上で、また他の町とも協議した上で前向きに考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうかよろしく願います。

それでは、次に移らせていただきます。ごみ焼却場跡地処理の問題についてでございますが、質問の二番目で質問させていただいた、撤収後の跡地利用計画についてでございますが、もう少し詳しくご説明願います。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）先ほど市長が答弁させていただきましたように、今、現状では地元中島区との協議を若干進めておるんですが、新広域ごみ処理場には、ごみステーション等の機能が備わっておりませんので、今現在の橋本クリーンセンターの一部を利用していただきまして、そのごみステーション等に使用させていただきたいというところまでしか、現在のところは決まっております。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）ごみステーションというのを具体的に、もう少し詳しく願います。

します。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）今、橋本と高野口のごみ収集車、約23台ほどあったと思いますが、その基地、それから事務所的な機能、今、橋本・高野口にそれぞれあるんですが、これも新処理場にはそれぞれの市町の機能というのがありませんので、橋本についてはその機能を一括統一しまして、収集車と同様にその機能を同じところで集約したいということで、そういう意味でのごみステーションということです。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）ということは、今の敷地内に建物が何棟かございまして、施設として今機能しているわけでございますが、何と何を壊して何と何を残すのか、具体的にお願いいたします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）現在、地元協議中ではございまして、まだ詳しくは決定はしておりませんが、今のところ考えてございしますが、管理棟のところを事務所的な機能として残すと。それから、一番奥にある資源ごみ等の置き場があるんですが、そこをごみの収集車の車庫というような機能にしたいということで現在、今考えておりまして、先ほど申し上げましたように、これは市の考えですので、まだ地元協議とは完全にはまだ詰まっておりますので、その点だけご了解をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）管理棟及び駐車場用地というご説明でございしますが、結構な部分が残るわけでありまして、地元協議中ということでございしますが、期限が近づいてまいっております。やはり、協議をする以上、期限までにその協議を終了していただいて、計画ど

おり21年3月31日に操業停止する、それに間に合うというふうにももちろん取り組んでいただいております。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）今年の5月の末だったと思いますが、市長も地元中島区のほうに出席していただきまして、地元ごみ対策委員と説明をさせていただいております。その時も、21年の3月31日までに操業は停止するというで一応約束をしております、先ほど言いましたように、ごみ収集ステーションにつきましては、その後、地元と協議を進めております、その履行に向けて現在努力をしております。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）22年間ごみを燃やしてまいりました同焼却施設でございまして。どうしても残留ダイオキシンのことが気がかりなんでありますが、先ほど市長ご答弁いただきましたように、基準値を上回っておれば必ず責任を持って処理するとお答えいただいておりますので、素人で詳しくは勉強不足でございしますが、莫大な費用を要する、もちろん、そういうことのないことを願っておりますし、今まで調査もしていただいておりますので、基準値以内で操業してきたことも認識いたしておりますが、何せ建物を撤去した後の一番の中心地でございまして。そのダイオキシンの値がどうなのか、敷地内の値、また、解体することによって周辺への飛散その他も懸念されるわけでございしますが、やはり、もし基準値を上回る数値が出てしまった場合、多額の費用がかかるだろうと思うのでありますが、再度、市長お願いいたします。費用に関係なく、値を上回った場合は必ず処理する、そのように受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）石橋議員の再質問にお答えしたいと思います。ダイオキシンの問題は人体に大きな影響を及ぼすということは、これは皆さん、能勢の問題、あるいは所沢の問題、あるいは香川県の豊島、忘れましたが、あそこへも私、勉強に行ってきました。また、一番問題は菖蒲谷の身近に取り組んでおる問題等もあるわけですが、やはりダイオキシンは、これは費用がいくらかかろうと、これは徹底して示されておる基準値、一応1g当たり1,000ピコグラムですか、その以下ということが法的にも示されておるわけでありますので、それに準用して徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。時間もまいりましたようでございますので、私の質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（中上良隆君）この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）